令和５年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業の募集について

**（１）幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）**

**１．対象事業者**

施設類型 ：幼稚園・幼稚園型認定こども園

設置者種別：学校法人・宗教法人・個人

※令和４年度において『幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)３次』にかかる内示を受けている園も対象ですが、上限額が変わりますのでご注意ください。

※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

**２．交付基準額**

１園あたり50万円

**３．補助率**

府(国) 10/10　（事業者負担ゼロ）

※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

**４．補助対象期間**

令和５年４月１日～令和６年３月31日

**５．補助対象経費**

令和５年７月31日までに新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続するために必要な下記ア･イにかかる経費

ア）新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品の購入

イ）新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費

※補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するものを補助対象経費とします。

※個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。

**６．交付する額の上限**

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）

①令和4年度『幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)３次』に係る内示を受けた園

算式：（[交付基準額－内示額※] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率

※内示額は令和５年２月24日付教私第2361-2号にて各園に通知しています。

②上記①に該当しない園

算式：（[交付基準額] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率

**7．留意事項**

・本事業金の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。

・経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。

・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。

・今後、８月1日以降に発生した感染者・濃厚接触者への対応に要した経費を補助対象とした事業の募集を行う可能性があります(国の動きにより変更の可能性あり)。ただし、本事業において内示を受けた園は、今後の募集において対象外となる場合がありますので、十分に注意してください。

**（２）幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）**

**１．対象事業者**

施設類型 ：幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園

設置者種別：学校法人

※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

**２．交付基準額**

１園あたり200万円

**３．補助率**

幼稚園　　:府(国)　1/3

認定こども園：府(国)　1/2

　　※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

**４．補助対象期間**

令和５年４月１日～令和６年３月31日

**５．補助対象経費**

遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）。

ただし、遊具の場合は１台50万円以上であること、運動用具・教具・保健衛生用品の場合は、一式の購入につき10万円以上であることを条件とします。

※補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するものを補助対象経費とします。

※個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。

**６．交付する額の上限**

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）

算式：（[交付基準額] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率

**７．留意事項**

・本事業金の目的に沿わない経費や根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。

・経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。

・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。

**（３）認定こども園等の業務体制への支援（認定こども園等への円滑な移行のための準備支援）**

**１．対象事業者**

施設類型 ：新制度に移行していない幼稚園

設置者種別：学校法人

※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

**２．交付基準額**

１園あたり160万円

**３．補助率**

府(国) 1/2

※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

**４．補助対象期間**

令和５年４月１日～令和６年３月31日

**５．補助対象経費**

認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務に係る外部への委託費等

**６．交付する額の上限**

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）

算式：（[交付基準額] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率

**７．留意事項**

・交付対象となる園は、認定こども園の認可等を受けること。原則として、交付決定をした年度内に認定こども園の認可等を受けない場合は、補助条件違反として交付額の返還を命じます。

・本事業の対象となる業務と他の業務をあわせて行うものを雇用する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により、本事業の対象となる部分が分かるようにしてください。

・当該業務と他の業務をあわせて外部へ委託する場合は、契約内容等により、当該業務に係る部分が明確に分かるようにしてください。

・本事業の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。

・経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。

・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。

**（４）認定こども園等の業務体制への支援（補助員等の配置による園務の平準化支援）※今回新設**

**１．対象事業者**

施設類型 ：施設型給付を受ける幼稚園

設置者種別：学校法人・宗教法人・個人

※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

**２．交付基準額**

１園あたり22万５千円

**３．補助率**

府(国) 1/2

※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

**４．補助対象期間**

令和５年４月１日～令和６年３月31日

**５．補助対象経費**

朝の登園時等の業務負荷が大きい時間帯において、幼稚園の入口における園児の受け入れ、園児の建物内への誘導及び担任教員に対する登園状況の報告等により、担任教員等の業務負荷を軽減し、もって園務の平準化を図ることを目的として、新たに補助員等を配置するために必要な経費

**６．交付する額の上限**

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）

算式：（[交付基準額] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率

**７．留意事項**

・補助対象となるのは、朝の登園時等に担任教員等の業務負荷を軽減し、園務の平準化を図ることを目的として、交付決定年度に新たに補助員等を配置した場合に限ります。

・補助を受けて配置する者は、幼稚園教諭免許状あるいは保育士資格を有する者や教育補助員として勤務経験のある者等、子どもの命を預かる業務にあたる知見や経験のある者とするとともに、園長や担任教員等との連携の下、子供を安心・安全に育む業務体制を構築してください。

・配置初年度に係る経費のみを補助対象としてください。同一の園に対して２年目以降の経費を補助対象とすることは認められません。

・チーム保育加配加算等、人員配置に係る他の補助制度により国費での支援を受けている者に係る重複受給は認められません。

・本事業の対象となる業務と他の業務をあわせて行う者を配置する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分がわかるようにしてください。

・当該業務と他の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容等で当該業務に係る部分が明確にわかるようにすること。

・本事業金の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。

・経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。

・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。

**（５）園務改善のためのICT化支援事業**

**１．対象事業者**

施設類型 ：幼稚園・幼稚園型認定こども園

設置者種別：学校法人

※令和４年度において『園務改善のためのICT化支援事業４次』にかかる内示を受けている園も対象ですが、上限額が変わりますのでご注意ください。

　　※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

**2．交付対象基準額**

１園あたり100万円

**3．補助率**

府(国) 3/4

※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

**4．補助対象期間**

令和５年４月１日～令和６年３月31日

**5．補助対象経費**

　 ア）幼稚園教諭の事務負担軽減を図るための支援システムの導入

　 イ）コロナ禍においてニーズが顕在化したＩＣＴ環境の整備に必要な経費

上記のうち購入費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等

※補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するものを補助対象経費とします。

※個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。

**6．交付する額の上限**

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）

①令和４年度『園務改善のためのICT化支援事業４次』に係る内示を受けた園

算式：（[交付基準額－(内示額※÷3/4)] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率

※内示額は令和５年２月24日付教私第2361-2号にて各園に通知しています。

② 上記①に該当しない園

　　　算式： （[交付基準額] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率

**７．留意事項**

・リース料、保守費等は申請年度に係る費用のみ対象です。既に導入済のシステムや端末等に係る費用は対象外です。

・園務改善に資するICT化にあたり最低限必要となるパソコン・タブレット等の備品、附属品や消耗品の購入費も対象です。ただし、具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に直接的に資することを説明いただける場合に限ります。

・Wi-Fiルーター設置等の通信環境の整備に係る経費も対象です。ただし、大規模な改修工事を伴う場合は対象外とします。

・本事業金の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。

・経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。

・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。

**（６）認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援**

**1．対象事業者**

施設類型：幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園

設置者種別：幼稚園・幼稚園型認定こども園は、学校法人・宗教法人・個人

幼保連携型認定こども園は、学校法人

　　※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

**２．交付基準額**

研修参加教職員１人あたり　6,250円（6,250円×参加教職員数）

※同一の教職員が複数回受講する場合、参加人数として重複して計上することはできません。

例：研修①参加者：Aさん　Bさん

　　　研修②参加者：Aさん　Bさん　Cさん

　　　研修③参加者：Cさん　Dさん

　　　⇒単純に合計すると７人ですが、A～Ｃさんを重複して計上できないため、この場合は【４人】となります。

**3．補助率**

府(国) 1/2

　　※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

**４．補助対象期間**

令和５年４月１日～令和６年３月31日

**５．補助対象経費**

ア）認定こども園における教育の質を向上させるために行う研修

イ）幼稚園・保育所の教職員の合同研修

ウ）幼稚園と保育所等の連携に係る研修

上記のうち、賃金、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料、賃借料、研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費用　等

※補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するものを補助対象経費とします。

※個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。

※他補助金や諸加算の対象研修や、教育の質の向上に直接資さない研修（新人研修、管理職研修等）、研修という名目で開催されないもの（講演会、劇、音楽会、練習会、個人の実技訓練）は補助対象外です。

**６．交付する額の上限**

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）

算式：（[交付基準額] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率

**７．留意事項**

・本事業金の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。

・経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。

　・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。